

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
外国子会社から受け る配当等の益金不算 入 別表八(二)	36	5欄又は6欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっ ていますか。	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除いて判定することとなります。
	37	7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間 内の日に限ります。）の属する連結事業年度の収益としている場合には、前連結事業 年度中の日付となることがあります。
	38	8欄は、6月以上の期間となっていますか。	配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続して株式等を保有しているも のが、益金不算入の対象となります。
	39	27欄の金額を別表四の二付表で加算していますか。	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における連結国外所得金額 の計算に含まれることとなります。
収用換地等の連結所 得の特別控除及び圧 縮記帳 別表十の二(二)・ 十三(四)	40	別表十の二(二)の3欄は、2欄に記載した日以後6月以内の日付となっています か。	公共事業者から最初に買取り等の申出を受けた日から6月以内（土地収用法第46条 の2第1項の規定等により補償金の支払請求をした場合等については、別途期間が設 けられています。）に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記 帳の適用を受けることができますが、連結所得の特別控除の適用を受けることはでき ません。 また、次の資産についても、同様に代替資産についての圧縮記帳の適用を受けるこ とができますが、連結所得の特別控除の適用を受けることはできません。 ① 一の収用換地等に係る事業につき、収用換地等による資産の譲渡が2年以上にわ たって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資 産以外の資産 ② 最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人（一定の場合を除きます。）から譲 渡された資産
	41	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十の二(二)の14欄又は別表十三 (四)の12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当す ることから、これらを含めていなかった場合には、連結所得の特別控除額や圧縮限度 額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から 控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価 額となります。
	42	同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮 記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	同一連結事業年度内の同一の暦年に属する期間に収用換地等があった場合におい て、連結所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一連 結事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ご とに連結所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	43	収用に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額 の合計額が5,000万円を超えていませんか（別表十の二(二)の20欄～22欄）。	同一暦年での連結所得の特別控除額の限度額は5,000万円となります。同一連結 事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ご とに5,000万円を限度とすることができるため、その連結事業年度における連結所得の 特別控除額が5,000万円を超えることもあります。